

「愛媛県 集中的検査」に関する Q & A

Q 1 集中的検査は、必ず実施する必要がありますか。

A 1 国の方針では、高齢者施設及び障がい者施設は必須であり、その他の施設は任意ですが、各施設における集団感染の防止を目的として実施するものであることから、是非積極的にご参加ください。

Q 2 検査は、抗原定性検査のみでしょうかPCR検査も選べるのでしょうか。

A 2 本検査においては、簡便かつ迅速に検査結果が判明する抗原定性検査キットを使用します。

Q 3 唾液での検査は可能ですか。

A 3 唾液での検査はできません。鼻腔ぬぐい液を自己採取し、実施してください。

Q 4 検体の採取や検査は誰が行いますか。

A 4 検体採取と検査は受検者本人が行ってください。検査の実施にあたってはキットに添付されている「取扱説明書」及び「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を確認し、適切に対応してください。

【医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン】

➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/000798073.pdf>

Q 5 何回分の抗原定性検査キットが受け取れますか。

A 5 現在、本検査を実施するにあたり、各施設に対して対象者数の調査を行っています。調査により判明した施設の従業員数をAとした場合、次の計算式によりその施設の基準配布数を算出し、その数に該当する回数分のキットを手配する予定です。

$$\text{基準配布数} = \text{A} \times 2 \times 12$$

(従業員数) (検査数/週) (3月分)

なお、本検査のために当県が確保したキットの個数には限りがありますので、上記により算出した基準配布数の全施設の合計が当県確保分を上回った場合、各施設が平等に検査できるよう減算して配分いたしますのでご容赦願います。

Q 6 検査の対象者について教えてください。

A 6 感染すると重症化リスクの高い方が利用する施設や、ワクチン接種対象外の方が集団生活を送る小学校等の施設における感染拡大、クラスター防止を目的としていることから、検査の対象は施設に勤務する職員の方を対象としています。

なお、集団感染防止の観点から、利用者に恒常的に接することがない事務職員や委託職員等、常勤・非常勤の雇用形態を問わず対象に含めていただくことも可能です。

Q7 検査はどの程度の頻度で実施すればよいのでしょうか。

A7 週2回の実施をお願いします。

実施日は施設において自由に設定していただいて構いません。また、職員のシフト等を考慮のうえ、職員毎に検査日を設定することも可能です。

また、集中的検査を実施期間中は、濃厚接触者となった各施設の職員が、毎日の業務開始前に行う陰性確認のための検査、及び待機期間解除の判断のため、2日目と3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認を行う場合にも、検査キットをご使用いただけます。

Q8 検査実施管理者は設定しなければいけないのでしょうか。

A8 検査で使用するキットは体外診断用医薬品であり、その使用に当たっては、国の「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」に基づき、検査実施管理者を設置し適正に実施していただくことが必要ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン】

➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/000798073.pdf>

Q9 検査実施管理者になるために、何か資格は必要ですか。

A9 検査実施管理者になるために、特定の資格は必要ありませんし、施設長や特定の職種である必要もありません。

検査実施管理者となるためには、検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関して「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」と使用するキットに添付された取扱説明書の内容を理解し、「理解度確認テスト」を学習することが要件になります。

【医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン】

➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/000798073.pdf>

【理解度確認テスト】

➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/000798074.pdf>

Q10 検査実施管理者を複数人設定することはできますか。

A10 設定人数に上限はありません。施設の実情に応じ、ご本人の同意を得た上で設定してください。

Q11 職員以外の人にキットを使用することはできますか。

A11 検査の対象は、施設に勤務する職員の方です。施設の利用者や職員の家族、施設に出入りしている業者の方は対象となりません。

また、配付する検査キットを他の用途に使用しないでください。

Q12 職員の休暇等により施設で設定した検査実施日に受検できなかった場合、1週間の間隔をあけて翌週に受検することは可能でしょうか。

A12 週2回の検査実施が望ましいですが、都合により翌週に受検することは可能です。

Q13 検査結果が陽性だった場合、その後の被検者の対応はどうなりますか。

A13 各施設で実施していただく抗原定性検査の結果は確定診断にはなりません。結果が「陽性」であった場合、次のとおり対応をお願いします。

対象者が下欄の①から④に該当する場合 ⇒ ア へ

それ以外の場合 ⇒ イ へ

医療機関から保健所への届出の対象者

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④ 妊娠している方

ア 施設に嘱託医又は協力医がいる場合は、「陽性者の発生届の提出」及び「施設内での感染拡大を防止するための措置」について医師に協力を要請してください。また、発生届の提出については、管轄する保健所にお問い合わせください。

なお、対象者は速やかに帰宅し、保健所からの連絡を待ってください。陽性者には、今後の療養等について保健所から説明があります。

施設に嘱託医又は協力医がいない場合は、かかりつけ医又は24時間対応の受診相談センター（089-909-3483）から紹介された医療機関を受診してください。

なお、受診にあたっては、事前に体外診断用医薬品である検査キットで陽性判定が出たことを医療機関に伝えたくて予約するとともに、医療機関の指示に従ってください。

イ 陽性者ご自身で「愛媛県陽性者登録センター」に登録し、自宅療養を開始してください。

【愛媛県陽性者登録センター】

➡ <https://www.pref.ehime.jp/h25500/youseisya-tourokucenter.html>

- 「陰性」の場合においても、その検査結果が感染している可能性を否定するものではないことから、引き続きマスク着用や手指消毒等、感染予防対策を徹底してください。
- 陽性者が確認され、施設内で感染が拡大する恐れのある場合は、今後の感染防止措置について施設を管轄する保健所に相談してください。

Q14 陰性証明書は出ますか。

A14 集中的検査について、陰性証明書の発行はしていません。

Q15 受検者が陽性疑いとなった場合に備えて、施設であらかじめ検討しておくことはありますか。

A15 施設で実施する検査で陽性疑い者が発生した場合に備えて、あらかじめ、新型コロナウイルス感染症の診療や診断等について、対応可能な医療機関を把握し、対象者に受診を促すなど対応を決めておくことが望まれます。

Q16 実施期間中に検査をやめることは可能ですか。

A16 施設等における感染拡大、クラスター防止を目的として実施する検査であり、感染予防の観点からもなるべく検査を継続するようお願いいたします。検査結果のご報告がない場合や、配付済のキットの利用実績が少ない場合には、お問い合わせさせていただく場合がございます。

ご都合により継続できなくなった場合には、愛媛県健康増進課（089-912-2402、平日 8時30分～17時15分）までご連絡いただきますようお願いいたします。

Q17 職員の検査参加にかかる費用について請求できますか。

A17 検査の実施に必要なキットは配付いたしますが、各施設での検査実施に伴い発生する経費（職員の旅費等）や「陽性疑い」となった場合の医療機関受診費用（初診料など）については、ご本人の負担となります。

Q18 どのメーカーの抗原キットが配布されますか。

A18 次のキットを配布します。

メーカー	商品名	1カートン当たりのサイズ・重量・回数
株式会社 マルコム	スタンダード Q COVID-19 Ag	縦 550×横 490×奥 430mm・15kg 30箱/カートン（750回分） 25回分/1箱

Q18 抗原キットが足りなくなった場合、どうすればいいですか。

A18 愛媛県健康増進課（089-912-2402、平日 8時30分～17時15分）ご連絡いただきますようお願いいたします。

Q19 抗原キットの保管はどうすればいいですか。

A19 高温多湿及び直射日光は避けて、2～30℃で保管してください。

Q20 検査キットに使用期限はありますか。

A20 キットの使用期限は包装箱に記載されていますのでご確認ください。

貴施設におきまして、検査対象人数、必要キット数を適正に管理し、必ず使用期間内に利用するようにしてください。

Q21 検査キットが余った場合は、返送する必要がありますか。

A21 検査対象人数に変更が生じたなど検査キットに余剰が生じた場合、ご返送いただく必要はありませんが、キットの残存数を適正に管理してください。

Q22 使用済みの検査キットはどのように廃棄したらいいでしょうか。

A22 事業所から排出される検査キットは、産業廃棄物となります。

使用済み検査キットは、特別管理産業廃棄物である感染性産業廃棄物に準じて、産業廃棄物処理業者に焼却処理等を委託してください。各事業所において適切な滅菌処理が行われている場合においては、通常の産業廃棄物として委託処理が可能です。

Q23 結果報告の具体例を教えてくださいませんか。

A23 各施設において、日曜日から土曜日に検査した結果を翌週月曜日までに市町担当課に提出してください。

次に報告の具体例を挙げますので参考にしてください。

(例) 12/1 にキットを受け取り、火曜日と金曜日に検査することにした施設の場合

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	12/1 キット 受領日	2 検査日	3
4	5 市町への 提出期限 (施設→市町)	6 検査日	7	8	9 検査日	10
11	12 市町への 提出期限 (施設→市町)	13 検査日	14	15	16 検査日	17

- 12月1日から3日までに実施した結果の報告（12/2実施分）
施設→市町（報告期限12/5）
- 12月4日から10日までに実施した結果の報告（12/6、12/9実施分）
施設→市町（報告期限12/12）

- 以降、同様に報告

Q24 年末年始や祝日が報告日の場合の取扱いを教えてくださいませんか。

A24 報告日が年末年始や祝日の場合、次の営業日まで報告期限を延長します。

(例) 令和4年12月25日から令和5年1月14日の期間の報告

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14

市町への提出期限 (施設→市町)

市町への提出期限 (施設→市町)

市町への提出期限 (施設→市町)

- 12月25日から31日までに実施した結果の報告
施設→市町 (報告期限1/2→1/4)
※ 1/4に報告できない場合は出来るだけ速やかに提出してください。
- 1月1日から7日までに実施した結果の報告
施設→市町 (報告期限1/9→1/10)

Q25 年末年始等の長期休暇中も、集中的検査をしなければなりませんか。

A25 冬場は空気が乾燥し、暖房のために換気が疎かになりがちのため、ウイルスが飛散しやすくなります。また、会食やイベントの機会が増加することから感染リスクは高く、本県でも過去2年間、年末年始に感染が拡大しています。

休暇中の検査については施設の判断によりますが、休暇明けの感染拡大防止のために、感染回避行動を徹底するよう心掛けてください。

また、年明けの始業前に検査することも、感染拡大防止に有効と考えられます。

(感染回避行動の例)

- 暖房器具使用中の定期的な換気
- 普段と異なる症状があるときは外出を自粛
- 帰省した家族や友人への無料検査推奨
- 同窓会、忘年会、新年会は多人数・長時間を避ける
- 大晦日や初詣は人込みを避ける